



近江商人に学べ 「売り手よし買い手よし世間よし」

維新の会・無所属目黒区議団 松田 哲也 議員

＜区長選挙＞

出馬を表明されたが、今期4年間でできしたこととできなかつたことは何か。前回の公約には「区長給料・ボーナス・退職金のカット」とあったが、3年でやめてしまった。財政基盤の確立はこれからが正念場だ。次の公約にはもう盛り込まないのか。

区長 区長の本給、期末手当の削減、区有施設見直し方針の策定、災害時要配慮者支援を目的とした防災訓練の実施、高齢者見守り協力事業者の拡大、商店街街路

灯・私道防犯灯のLED化等を実現した。今後も公約に掲げた政策を含め、各事業計画の着実な推進に取り組む。

＜収入増と支出減の人口学＞

「中高所得者を増加させる助成」は、税収増とひいては低所得者の支援も厚くする。また、かねて求めてきた「3世代近居同居助成」は、国が今国会で供給サイドの予算を組んだ。区が需要サイドの施策を行えば効果は最大限に高まるがどうか。

区長 家賃助成制度は、住宅確保要配慮

者を最優先としているため、中高所得者層に対する制度の検討予定はない。3世代同居は世代間で助け合う子育て住環境の実現が期待される一方、そうではない子育て世帯の存在も想定される。3世代同居助成については、必要に応じ調査研究を行いたい。

＜家庭と社会の保育考＞

経済的な事情で働き預ける家庭には、ハコモノ(現物)よりニーズ(現金)で対応すべきだ。0才児1人に45万円の予算を執行しているのだから財源はある。それによって「家庭で保育」のかたも「保育所」のかたもニーズを満たし、「区民の税金」も他に使える。まさに三方よしだ。是非、制度の検討を。

区長 保育の実施に替えて現金給付を行うことは、施策の大きな方向転換であり、給付金の目的、保育所等を利用できなかった家庭に現金給付を行うことの公平性、財政上の

負担等、課題も多い。現時点で具体的な検討を進めていくことは難しいと考えている。

＜区長と教育長の関係再構＞

地方教育行政の組織及び運営に関する法律が大幅に改正されたが、教育委員会の独立と責任は変わらない。だから区長は①公約②所信③答弁のうち、②を少しやるだけで①③はゼロだ。ならば今は教育長が所信を行うべきだ。国の通知でもそのことが今回初めて示されている。

教育長 法改正により教育行政の責任の明確化が図られる中で、これまでどおり区長と教育委員会が連携し、教育行政を着実に進めていくべきと認識している。区長とさらに連携を図り、引き続き目黒区の教育の一層の向上に取り組んでいく。